

○水俣市低入札価格調査制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするができる場合の手続き（以下「低入札価格調査制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 低入札価格制度の対象は、1件の予定価格が1,000万円を超える工事又は製造の請負契約を締結しようとする場合における一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に係るものとする。

(基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「基準価格」という。）は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格から消費税及び地方消費税額を控除した額（以下「入札書比較価格」という。）の100分の92を超える場合にあっては入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額を、入札書比較価格の100分の75未満の場合にあっては入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額をそれぞれ基準価格とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額

2 工事等の性質上、前項の規定によりがたい場合の基準価格は、契約ごとに100分の75から100分の92までの範囲内で契約担当者（水俣市契約事務規則（令和2年規則第12号）第2条第4号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が定める割合を入札書比較価格に乘じて得た額とする。

3 前2項の額に小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 契約担当者は、競争入札を実施する場合において、基準価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書に最低制限価格は無と記載するとともに、入札説明書又は指名通知書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 基準価格を設けていること。
- (2) 基準価格を下回る価格（以下「低価格」という。）で入札があった場合の入札の終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
- (3) 低価格で入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格で入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

(入札終了の方法等)

第5条 入札の結果、低価格の入札があった場合は、入札執行責任者は、入札者全員に対し入札の保留を宣言するとともに、低入札価格調査制度に基づき落札者を決定する

ための事情聴取等を開始する旨及び落札者については事情聴取等の結果決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

- 2 前項の場合において、入札執行責任者は、当該低価格で入札をした入札者から工事費内訳書又はこれに準じる書類（以下「工事費内訳書等」という。）の提出を求めるものとする。

（事情聴取等）

第6条 低価格で入札をした入札者があった場合は、財政課及び工事等の関係課は、当該低価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて当該入札者から事情聴取及び調査を実施するものとする。

- 2 事情聴取は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事等近隣における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事等に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事等箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件との関連
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した市工事等
- (10) 経営内容
- (11) その他必要と認める事項

- 3 調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 前項第9号の市工事等の工事成績
- (2) 保証事業会社等への照会による経営状況
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）その他関係法令違反の有無
- (4) 賃金不払の状況
- (5) 下請代金の支払遅延状況
- (6) その他必要と認める事項

（審査会の報告等）

第7条 財政課及び工事等の関係課は、前条に規定する事情聴取及び調査並びに工事費内訳書等により、契約の内容に適合した履行がされるかどうかを総合的に検討し、検討結果を水俣市工事指名等審査会設置規程（昭和61年規程第2号）第1条に規定する水俣市工事指名等審査会（以下「審査会」という。）に報告し、その意見を求めなければならない。

（落札者の決定等）

第8条 契約担当者は、審査会の審査の結果、最低入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められるときは、直ちに当該最低入札者には落札とした旨の通知をするとともに、他の入札者全員には最低入札者を落札者とした旨を通知するものとする。

- 2 契約担当者は、審査会の審査の結果、最低入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないと認められたときは、最低入札者を落札者とせず

定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。この場合において、次順位者の入札価格が基準価格を下回っている場合は、第6条から本条本項までの規定を準用する。

- 3 前項の場合において、次順位者を落札者と決定したときは、最低入札者には落札者となし旨の通知を、次順位者には落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員には次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年11月6日告示第63号）

この要綱は、平成13年11月6日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第16号の4）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月26日告示第48号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の水俣市低入札価格調査制度要綱は、施行日以降の一般競争入札に係る入札公告及び指名競争入札に係る指名通知（以下「入札公告等」という。）から適用するものとし、施行日前の入札公告等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日告示第17号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の水俣市低入札価格調査制度要綱は、施行日以降の一般競争入札に係る入札公告及び指名競争入札に係る指名通知（以下「入札公告等」という。）から適用するものとし、施行日前の入札公告等については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日告示第27号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月12日告示第67号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月12日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の水俣市低入札価格調査制度要綱は、施行日以降の一般競争入札に係る入札公告及び指名競争入札に係る指名通知（以下「入札公告等」という。）から適用するものとし、施行日前の入札公告等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日告示第53の4号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。